

規格基準の事前意図公告

〔この公告は、衛生植物検疫措置の適用に関する協定第7条及び附属書Bの5（a）に基づくものです。〕

乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の一部改正について

下記のとおり、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和26年厚生省令第52号）の一部改正を行う予定であるので、お知らせします。御意見のある場合には、理由を付して文書で御提出ください。

記

1 件名

乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和26年厚生省令第52号）の一部改正

2 対象

乳製品（04.02）

3 趣旨及び目的

実態に即したものとなるよう、脱脂濃縮乳の製造基準及び保存基準を改正すること。

4 施行予定日

意見提出期限後、速やかに施行予定

5 照会先

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部基準審査課

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

TEL 03-5253-1111 内線 2489

FAX 03-3501-4868

6 意見提出期限

WTO事務局から配付された後60日間